## 令和 4 年度 第 4 回 深谷市地域公共交通会議(書面会議)

## 資 料 1

## ○ 議案第1号 深谷市地域公共交通会議設置要綱の一部改正について

## 1. 経 緯

深谷市コミュニティバス「くるリン」は、国土交通省関東運輸局から【地域 公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補 助金)】の支援を受け、運行しております。

補助金の申請にあたっては、本会議にて「生活交通確保維持改善計画」を策定することが要件となっておりますが、法改正(「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(令和2年11月27日改正))により、令和6年度運行より「地域公共交通計画」の策定が新たに補助要件となります。

本会議では平成31年3月に「深谷市地域公共交通網形成計画」を策定して おり、令和5年度末をもって計画期間の満了を迎えますことから、令和5年度 中に地域公共交通計画を新たに策定する予定としております。

地域公共交通計画の策定にあたっては、本会議が法の要件を満たす会議体となる必要があることから、現在の深谷市地域公共交通会議設置要綱を一部改正する必要がございます。要綱改正の詳細については別紙をご確認ください。

今回の改正につき委員皆様のご承認をいただきました際には、委員の再委嘱 など必要な手続きを順次進めさせていただきます。

なお、今回の改正案については、国土交通省関東運輸局交通企画課様よりご 意見を頂戴し、内容をご確認いただきまして作成しておりますことを申し添え ます。